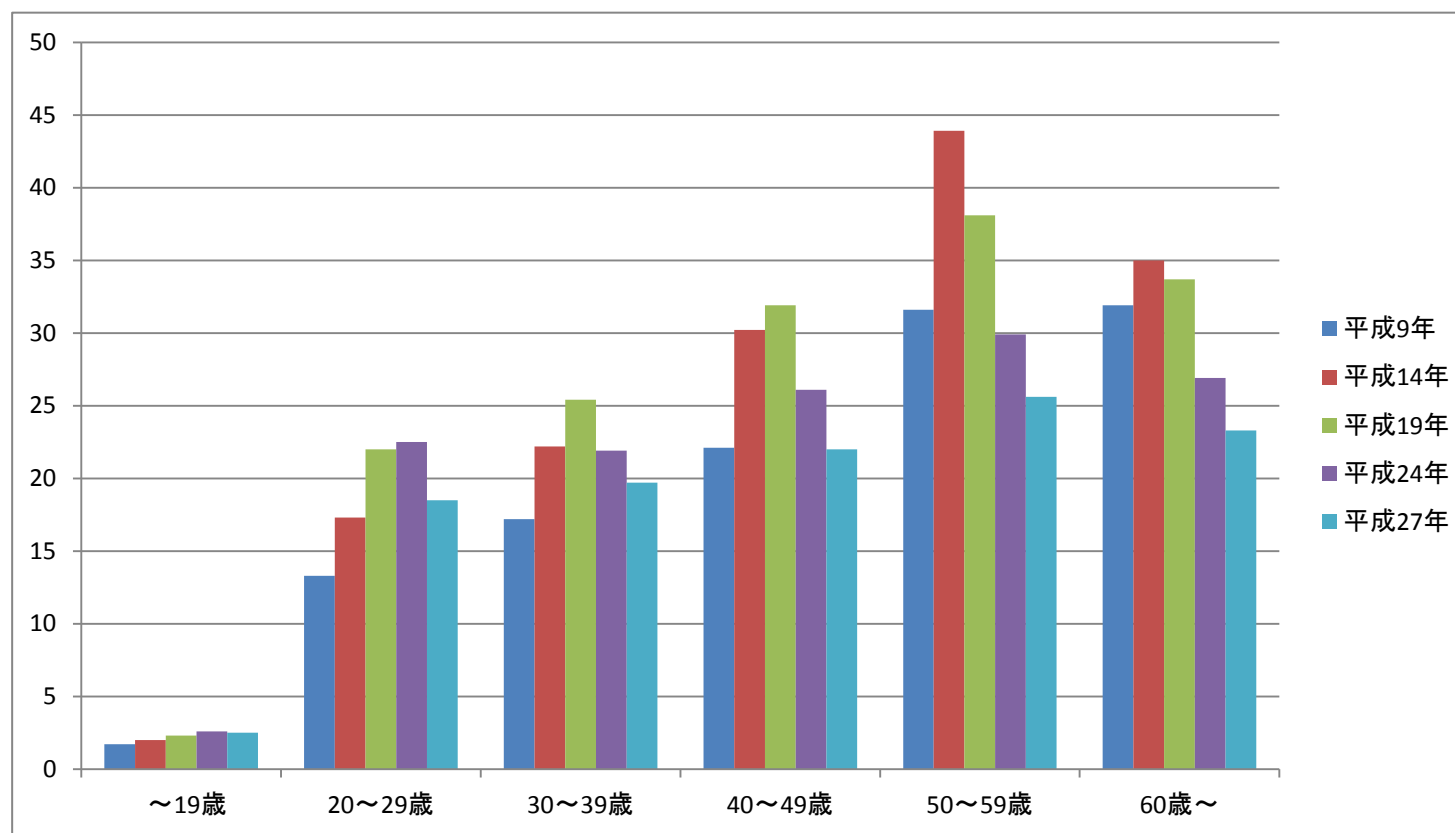


全国の年齢階級別の自殺死亡率の推移(平成9年、14年、19年、24年、27年)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～
平成9年	1.7	13.3	17.2	22.1	31.6	31.9
平成14年	2	17.3	22.2	30.2	43.9	35
平成19年	2.3	22	25.4	31.9	38.1	33.7
平成24年	2.6	22.5	21.9	26.1	29.9	26.9
平成27年	2.5	18.5	19.7	22	25.6	23.3

資料:内閣府・警察庁「平成27年中における自殺の状況」



「自殺防止！東京キャンペーン」（平成28年9月）実施結果

- 毎年9月、3月を「自殺対策強化月間」として、自殺防止キャンペーンを実施。
- その一環として、自殺などの心の悩みを持つ方や家族等を自殺により亡くした方などに対する「特別相談」や若者の自殺予防をテーマとした講演会等を行った。

1 特別相談

	9月3日 土	9月4日 日	9月5日 月	9月6日 火				
悩み 相 談	54時間特別相談 (NPO法人国際ヒアリング 東京自殺防止センター) 0120-58-9090 <3日0時~5日6時>				212件	計208件 (内訳：都センター77件 区市町36件 関係機関95件)		
債 務 相 談	多重債務110番 (東京都消費生活総合センター) 03-3235-1155 <5日~6日・8日9時~17時>							
	9月10日 土	9月11日 日	9月12日 月	9月13日 火	9月14日 水	9月15日 木	9月16日 金	
悩み 相 談	自殺予防いのちの電話 (一般社団法人 日本のいのちの電話連盟) 0120-783-556 <10日8時~11日8時>		東京都自殺相談ダイヤル~こころといのちのほっとライン~ (NPO法人メンタルケア協議会) 0570-087478 <12日~16日・各日24時間>					340件
自 相 死 遺 族	自死遺族のための電話相談 (NPO法人全国自死遺族総合支援センター) 03-3261-4360 <10日~12日・各日11時~19時>			自死遺族のための電話相談 (NPO法人グリーフケア・サポートプラザ) 03-3796-5453 <13日~16日・各日10時~22時>				64件
労 働 相 談	20件			東京都ろうどう110番 (東京都労働相談情報センター) 0570-00-6110 <13日~14日・各日8時~17時>				98件

2 こころといのちの講演会「若者の自殺予防を考える」

- 〔日 時〕 平成28年9月13日(火曜日) 午後2時から午後5時
 〔場 所〕 東京都庁第一本庁舎5階 大会議場
 〔来場者数〕 163人〔学生72人、都民39人、関係団体7人、行政職員45人〕
 〔内 容〕

第1部 講演

生きづらさへの処方箋

~若年層の自殺の実態と今、私たちにできること~

〔講 師〕 根岸 親(ちかし)氏

(NPO法人自殺対策支援センターライフリンク 副代表)

第2部 ワークショップ

大正大学人間学部社会福祉学科の坂本智代枝教授監修の下、大正大学の学生をはじめとした都内の大学生達が、悩みを抱える若者に対するサポート方法について話し合い、グループごとに発表した。

自殺対策基本法の一部を改正する法律 概要

目的規定の改正(第1条)

- 目的規定に「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっていること」を追加

基本理念の追加(第2条第1項・第5項)

- 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない
- 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない

国の責務の改正(第3条第3項)

- 国による地方公共団体に対する必要な助言その他の援助

自殺予防週間・自殺対策強化月間(第7条)

- 自殺予防週間(9月10日～9月16日)を設け、啓発活動を広く展開
- 自殺対策強化月間(3月)を設け、自殺対策を集中的に展開

関係者の連携協力(第8条)

- 国、地方公共団体、医療機関、事業主、学校、民間の団体その他の関係者による相互の連携・協力

都道府県自殺対策計画等(第13条)

- 都道府県・市町村は、それぞれ都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画を定める

都道府県・市町村に対する交付金の交付(第14条)

- 国は、都道府県自殺対策計画・市町村自殺対策計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県・市町村に対し、交付金を交付

基本的施策の拡充

〔調査研究等の推進・体制の整備〕(第15条)

- ① 自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方、地域の状況に応じた自殺対策の在り方、自殺対策の実施の状況等又は心の健康の保持増進についての調査研究・検証及びその成果の活用の推進・先進的な取組に関する情報の収集、整理及び提供
- ② 国・地方公共団体による①の施策の効率的かつ円滑な実施に資するための体制の整備

〔人材の確保等〕(第16条)

自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるに当たって、大学、専修学校、関係団体等との連携協力を図る旨の規定を追加

〔心の健康の保持に係る教育・啓発の推進等〕(第17条)

- ① 国民の心の健康の保持に係る施策として「心の健康の保持に係る教育及び啓発の推進並びに相談体制の整備、事業主、学校の教職員等に対する国民の心の健康の保持に関する研修の機会の確保」を規定
- ② 学校は、保護者・地域住民等との連携を図りつつ、各人がかけがえのない個人として共に尊重し合いながら生きていくことについての意識の涵養等に資する教育・啓発、困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育・啓発その他児童・生徒等の心の健康の保持に係る教育・啓発を行うよう努める

〔医療提供体制の整備〕(第18条)

自殺のおそれがある者への医療提供に関する施策として、良質かつ適切な精神医療提供体制の整備、精神科医とその地域における心理、保健福祉等に関する専門家、民間団体等との円滑な連携の確保を規定

必要な組織の整備(第25条)

- 政府は、自殺対策を推進するにつき、必要な組織を整備

施行期日(附則)

- 平成28年4月1日から施行

今後の自殺対策の流れ(イメージ)

